

＜当社と託送供給等契約を締結している小売電気事業者さま＞

1. 特別措置の対象

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に料金のお支払いが困難となった電気の使用者を需要者とする供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金

2. 特別措置の内容

2020年3月分から2021年4月分の料金算定日を以下のとおり延長します。

2020年3月から12月料金計算分：5か月間延長
 2021年1月料金計算分：4か月間延長
 2021年2月料金計算分：3か月間延長
 2021年3月料金計算分：2か月間延長
 2021年4月料金計算分：1か月間延長

※ 2020年3月料金計算分は、料金算定日が2020年3月19日以降のものに限ります。

3. 特別措置のお申込み方法

当社のネットワークサービスセンターまでお申込みください。

＜当社と電気のご契約をいただいている離島のお客さま＞

1. 特別措置の対象

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に料金のお支払いが困難となったお客さま

2. 特別措置の内容

2020年3月分から2021年4月分料金の支払期日を以下のとおり延長します。

2020年3月分から12月分料金：5か月間延長
 2021年1月分料金：4か月間延長
 2021年2月分料金：3か月間延長
 2021年3月分料金：2か月間延長
 2021年4月分料金：1か月間延長

※ 2020年3月分は、検針日が2020年3月19日以降のものに限ります。

3. 特別措置のお申込み方法

最寄りの当社配電事業所まで、お電話にてお申込みください。

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|----------|----------------------|--------------|
| 福岡西配電事業所 | 福岡県福岡市西区姪浜駅南一丁目9番20号 | 0120-986-929 |
| 対馬配電事業所 | 長崎県対馬市厳原町東里61番地2 | 0120-986-201 |
| 壱岐配電事業所 | 長崎県壱岐市芦辺町諸吉大石触427番地4 | 0120-986-202 |
| 川内配電事業所 | 鹿児島県薩摩川内市西向田町6番26号 | 0120-986-966 |
| 鹿児島配電事業所 | 鹿児島県鹿児島市与次郎二丁目6番16号 | 0120-986-968 |
| 熊毛配電事業所 | 鹿児島県西之表市鴨女町211番地1 | 0120-986-807 |
| 奄美配電事業所 | 鹿児島県奄美市名瀬長浜町6番1号 | 0120-986-808 |